

議案第8号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表 4 共同施設（2）駐車場の表中

「

治良丸南団地駐車場	新居浜市萩生2833番地の1
-----------	----------------

」を

「

治良丸南団地駐車場	新居浜市萩生2833番地の1
東田団地駐車場	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 駐車場の使用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 提案理由

公営住宅建替推進事業による東田団地及びその共同施設である駐車場が完成することに伴い、新たに駐車場を公の施設として管理するため、本案を提出する。